

**改正**

平成14年4月1日  
平成15年9月1日  
平成20年4月1日  
平成21年7月1日  
平成23年4月14日  
平成24年3月1日制定  
平成25年8月1日制定  
平成26年4月1日制定  
平成28年2月15日制定  
平成28年3月30日制定  
平成28年7月11日制定  
平成29年3月31日制定  
平成29年11月30日制定  
令和2年2月3日制定予定

志木市建設工事競争入札の低入札価格調査制度要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、志木市が発注する建設工事の競争入札執行において、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合における落札者の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

**第2条** この要綱は、競争入札に付する建設工事で特に市長が必要と認める場合に適用する。

(調査基準価格)

**第3条** 予定価格の決定の権限を有する者は、落札者決定に係る低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を契約ごとに次の算定により定めるものとする。

- (1) 設計金額のうち、次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 特別な理由があるときは、前号の算定方法にかかわらず別に定めることができる。

2 調査基準価格を設けた場合の予定価格書には、予定価格書に低入札価格調査基準価格及び調査基準価格入札書比較価格（調査基準価格の110分の100）を記載するものとする。

（調査委員会）

**第4条** 入札価格が調査基準価格を下回ったとき、当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて審査するため、志木市低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会の組織は、志木市工事請負業者指名委員会の委員長、副委員長及び委員をもってこれに充てる。

3 調査委員会の会議の運営は、志木市工事請負業者指名委員会の規定を準用して行うものとし、事務局は、総務部総務課に置く。

（調査基準価格を下回る価格による入札）

**第5条** 入札執行者は、第3条による調査基準価格を設けたときで、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、落札者の決定を保留する旨を宣言して入札の執行を終了するものとする。

（調査）

**第6条** 前条により落札者決定を保留したとき、入札執行者は、当該入札の最低入札価格の入札者から次に掲げる事項を調査の上、入札執行後、原則として7日以内に調査委員会に報告しなければならない。

- (1) 積算金額の内訳及び入札価格決定の理由
- (2) 資材購入、労務者その他具体的調達の見通し
- (3) 下請業者の予定
- (4) 過去2年間の公共工事实績
- (5) 過去に賃金及び下請代金の支払遅延又は不払の有無
- (6) 過去に建設業法（昭和24年法律第100号）等の違反有無
- (7) 最近の財務諸表等経営状況、取引金融機関

(8) その他の必要な事項

(審査及び落札者の決定)

**第7条** 調査委員会は、入札執行者の報告に基づき、次に掲げる事項について審査し、各号のいずれかに該当するか否かについて原則として入札執行後14日以内に決定し入札執行者に通知するものとする。

(1) 当該入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかどうか

(2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないかどうか

2 入札執行者は、調査委員会の審査結果通知に基づき、前項各号のいずれかに該当すると認められないときは、当該入札をした入札者を落札者に決定するものとする。

3 入札執行者は、第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、次順位で調査基準価格を上回り、かつ、最低価格の入札をした者を落札者とする。

4 入札執行者は、全ての入札金額が調査基準価格を下回り、かつ、調査の結果全ての入札者を落札者とする事ができないときは、当該入札に参加した者を除いて、改めて競争入札に付することができるものとする。

5 入札執行者は、低入札価格調査の結果について、決定後、速やかに当該入札参加者全員に通知することとする。

(施工中の監督)

**第8条** 前条第2項に基づき、低入札価格調査の対象者を落札者と決定した場合、その工事の監督をするものは、特に必要と認める調査を実施するとともに、必要な書類の提出を求めて監督を強化し、適正な施工の確保に努めなければならない。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月1日)

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。ただし、平成15年10月1日以降に一般競争入札及

び指名競争入札を執行するものから適用する。

**附 則**（平成20年4月1日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年7月1日）

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

**附 則**（平成23年4月14日）

この要綱は、平成23年4月14日から施行する。

**附 則**（平成24年3月1日）

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

**附 則**（平成25年8月1日）

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

**附 則**（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年2月15日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月30日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年7月11日）

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

**附 則**（平成29年3月31日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年11月30日）

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

**附 則**（令和2年2月3日）

この要綱は、令和2年2月3日から施行する。